

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対し国家としての対応並びにミサイル攻撃から国民の生命と財産を守ることを求める意見書（案）

平成29年8月29日早朝に北朝鮮が弾道ミサイル1発を発射した。事前通告無しに発射されたミサイルは日本上空を通過し、北海道襟裳岬の東方約1180kmの太平洋上に落下した。6時2分にはJアラートが発令され、不安と恐怖の数分間を多くの国民が過ごした。

また9月4日には、広島型原子爆弾の約10倍の威力を持つとも言われる水素核爆弾の地下核実験を強行した。その北朝鮮の暴挙に対して、9月12日、国連の安全保障理事会において北朝鮮に対する新たな制裁決議が全会一致で採択された。

しかしながら、国際社会の厳しい警告を無視し、北朝鮮は9月15日早朝に弾道ミサイル1発を発射し、またもや日本上空を通過して北海道襟裳岬の東方約2000kmの太平洋上に落下させた。日本は勿論のこと、国際社会における平和と安全に対する北朝鮮の核の脅威は増すばかりである。

これまで北朝鮮による核の脅威に対しては、日米同盟による抑止力とミサイル迎撃システムの配備により対応してきたが、各国の自制要求を無視した無謀なミサイル発射や日本に対する核の恫喝を鑑みれば北朝鮮による弾道ミサイル攻撃が現実味を帯びたと言わざるを得ない。政府にはその弾道ミサイル攻撃の抑止に向けて経済制裁も含めた最大限の対応を求める。

一方で、弾道ミサイルが本国の領土領海に着弾することを想定した、具体的に国民の生命・財産を守るための議論、対応がなされているとは言い難い。よって政府に対して下記の事項について確実な履行を強く要望する。

記

- 1 北朝鮮による弾道ミサイル攻撃の抑止に向けてあらゆる方策を早急に講じること。
- 2 日本国の領土領海への弾道ミサイル着弾を想定した国民の生命と財産を守るための具体的な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月 日

米沢市議会議長 島 軒 純 一

衆議院議長 様 参議院議長 様 内閣総理大臣 様 外務大臣 様
財務大臣 様 経済産業大臣 様 防衛大臣 様 内閣官房長官 様